

[事案 2019-342] 障害給付金支払請求

・令和2年11月19日 裁定終了

<事案の概要>

障害状態が、特約の責任開始日以後の傷害または疾病を直接の原因としていないことを理由に、給付金が支払われなかったことを不服として、障害給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成22年に発病したファブリー病を原因として所定の障害状態となったため、平成9年11月に被保険者となり、平成24年に障害特約を付加した団体定期保険にもとづき、令和元年8月に障害給付金を請求したところ、責任開始日以前に発症していることを理由に給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、障害給付金を支払ってほしい。

- (1)障害状態が、本特約の責任開始日以後の傷害または疾病を直接の原因としていない場合、障害給付金の支払対象外となることは周知されていない。
- (2)本特約は、自分の意思と関係なく、保険会社側の事情で加入者全員に付加されたものである。
- (3)本契約は平成9年から継続してきた契約であり、本特約の責任開始日も平成9年の加入日であると思っていた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本契約は、附合契約として、約款および本特約を契約内容として成立しており、責任開始日以前の傷害または疾病については、障害給付金の支払対象とならない旨が約款に記載されている。
- (2)申立人は、毎年契約更新時、パンフレットで本契約の内容を承知していたはずであり、パンフレットには障害特約とその責任開始日前発病についての記載がある。
- (3)本特約の付加は、当社の事情ではなく、契約者（団体）の申込みによるものである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、加入時の状況等を把握するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、障害状態が本特約の責任開始日以後の傷害または疾病を直接の原因としていない場合、障害給付金の支払対象外となることが周知されていないとは認められず、本特約の責任開始日が平成9年の加入日であるとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。